

2022 年度 S セメスタ一定期試験の実施方式等について

2022 年 5 月 30 日
法学部・法科大学院

1 基本方針

法学部・法科大学院の 2022 年度 S セメスタ一定期試験は、対面試験の方式で実施する方向で準備を進めます。

試験時間割は、対面試験方式とオンライン試験方式の両方があり得ることを前提として既に公表済みです。

* 今後の感染状況の推移により、例えば 7 月前半にオンライン試験の方式に変更せざるを得なくなる場合はあり得ると考えています。

2 教室・持込み許可物・受験者心得など

対面試験を実施する教室、持込み許可物については、法学部及び法科大学院それぞれのホームページで随時確認をしてください（既に公表している内容もあります）。また、受験者心得などについては、それぞれ、追って、お知らせします。

3 当日の重要な注意事項

事前に検温を行い、発熱等の症状がある場合には絶対に登校しないようにしてください。この場合の代替措置として後記 5 の(3)を用意しています。

当日は十分な余裕を持って教室に到着してください。

不織布等の適切なマスクを着用し、屋内での会話は控えてください。

4 常時オンライン学生のための代替措置

常時オンライン学生は、全ての対面試験実施科目について、レポート等の代替措置によって成績評価を行うこととなります。

常時オンライン学生として認定された者は、代替措置を希望する履修科目について、下記の Google フォームにより、6 月 30 日（木）までに申請してください。

申請用 Google フォーム

申請の締切り：6 月 30 日（木）16:00

法学部：<https://forms.gle/cU4n95dj4UbyH9Ga9>

法科大学院：<https://forms.gle/XBLPfvNw4LLiT8X7>

(いずれも ECCS クラウドメールによるログインが必要)

- * この常時オンライン学生のための代替措置は、対面試験方式で実施する場合に限ったものです。前記 1 の基本方針の注意書きに記したようにやむを得ずオンライン試験方式に変更することとなった場合には、この代替措置の対象者も他の学生と同様にオンライン試験を受験することになります。
- * 常時オンライン学生として認定されているものの、定期試験は対面で受験したいという場合には、その旨を上記 Google フォームにより申告してください。

5 新型コロナウイルス感染症への罹患・濃厚接触・副反応などによる代替措置

通常の追試験の制度（末尾参照）とは別に、下記の事由によって試験を受験できなかった場合に、代替措置をとることとします。この代替措置は、原則として、8月後半～9月前半（法学部、法科大学院既修、未修で実施時期はそれぞれ異なる）に予定している追試験であり、代替措置の可否は科目ごとに判断されます。

下記の事由で受験できない場合には、速やかに（なるべく、受験できない試験の開始時刻より前に）下記連絡先に一報し、指示を受けてください。

コロナ罹患等による代替措置の対象とする事由（下記のいずれか）

- (1) 新型コロナウイルス感染症への罹患
- (2) 新型コロナウイルス感染症罹患者との濃厚接触
- (3) 新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる発熱等の発症
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応

- * (2)および(3)は、オンライン試験となった場合には、この代替措置の対象とはしません。(3)は、オンライン試験となった場合には、他の病気の場合と同様の通常のルールで追試験の可否を判断します。

連絡先

法学部：学部チーム [gakubu.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

法科大学院：大学院チーム [jin.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:jin.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

通常の追試験の制度は、法学部か法科大学院かによって異なります。それぞれの学生便覧等で確認してください。

以上